

公益財団法人日本バスケットボール協会
役員選考・報酬委員会に関する規程

第1条(目的)

本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「本協会」という。)の定款及び関係法令に基づき、会長、副会長、その他の理事及び監事(以下「役員」という。)の候補者(以下「役員候補者」という。)を選考する手続き、報酬等に関する手続きについて定めることにより、それらの透明性と公平性の確保を図り、本協会の健全かつ適切な業務運営を実現することを目的とする。

第1章 役員選考・報酬委員会について

第2条(役員選考・報酬委員会の設置)

本規程に基づき「役員選考・報酬委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

第3条(委員会の所管事項)

委員会は、本協会における役員の選考、報酬等に関して透明性と公平性をもって、以下の事項を所管する。

- ① 役員候補者の選考及び、再任に関する事項
- ② 役員の報酬等に関する事項

第4条(委員会の構成)

- 1. 委員会の委員は、次の各号のとおりとし、第1号乃至第4号の委員については、理事会において選定する。
 - ① 評議員 :3名以上4名以内
 - ② 理事 :2名以上3名以内
 - ③ 監事 :1名
 - ④ 外部有識者 :1名以上3名以内
 - ⑤ 法務委員長 :1名
- 2. 委員長及び委員は、本協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、理事会の議決を得て会長が委嘱する。
- 3. 本協会は、理事会の議決を得て、委員長及び委員を解任することができる。
- 4. 委員会は部会を設置することができるものとし、委員会は委員の中から部会員を選任することができる。

第5条(委員及び部会員の任期)

- 1. 委員長、委員及び部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2. 補欠又は増員により選定された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 委員及び部会員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第6条(委員会及び部会の運営)

- 1. 委員会は、委員長が招集する。委員会の招集は各委員に対し開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこの限りではない。
- 2. 委員会は、電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一同に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。
- 3. 委員会の議長は委員長がこれにあたる。委員長に事故があるとき又はやむを得ない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員の互選によりこれを定める。
- 4. 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、その意見等を参考にすることができる。
- 5. 委員会は、利害関係者を除く委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。議決は、出席委員の過半数で決する。
- 6. 委員会への代理出席及び書面による委任は、いずれも認めない。
- 7. 部会の運営は上記各号に準ずることとし、委員長を部会長、委員を部会員と読み替える。

第7条(委員の報酬及び費用)

委員に対しては報酬を支払い、職務を行うために要する交通費等の費用を実費で支払う。

第8条(情報管理の義務)

1. 委員会の委員及び、本規程に基づき、職務に従事する事務局職員、その他の関係者(以下、「関係者」という。)は、その職務遂行上知り得た本協会の業務、財産、個人情報(以下、「秘密情報」という。)について、厳に秘密を保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。
2. 関係者は、秘密情報を、本規程に定める職務の遂行以外の目的に利用してはならない。
3. 関係者は、その役職を退いた後も、前二項の義務を負うものとする。
4. 本協会は、秘密情報の適切な管理のため、必要な情報セキュリティ対策を講じ、関係者に対し秘密保持に関する研修を実施することができる。
5. 関係者が本条の規定に違反した場合、本協会は、本規程及び関係法令に基づき、必要な措置(懲罰、解任、損害賠償請求等を含む。)を講じることができる。
6. 前各項の規定は、法令に基づき開示が義務付けられる情報、又は既に公知となっている情報には適用されないものとする。

第9条(事務局)

事務局は、事務総長が指名する部署とし、委員会の運営に関する事務を担当する。

第2章 役員選考について

第10条(役員の構成)

1. 会長を除く役員候補者数は、次の各号のとおりとする。
 - ① 理事候補者 5 名以上 17 名以内
 - ② 監事候補者 2 名
2. 役員候補者には、都道府県バスケットボール協会に属する者が一定程度含まれているものとする。
3. 理事候補者には、外部有識者が理事の総数の4分の1以上含まれているものとする。なお、外部有識者とは、最初の就任時点において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。
 - ① 本協会と下記の緊密な関係がある者
 - ア 過去4年間の間に、本協会の役職員又は評議員であった者
 - イ 都道府県バスケットボール協会、各種連盟又は協力団体等、バスケットボール関連団体の役職者である者
 - ウ 本協会の役員又は幹部職員の親族(4親等以内)である者
 - ② バスケットボール競技における日本代表選手として国際競技会への出場経験がある、又は強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者
 - ③ 指導するチーム又は個人が全国レベルの大会で入賞するなど、バスケットボール競技の指導者として特に高い指導実績を有している者
4. 委員が役員候補者となる場合には、当該委員は、当該役員候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

第11条(役員候補者の選考順)

委員会は、役員候補者の選考にあたり、原則として、以下の各号の順に役員候補者を選考するものとする。ただし、合理的な理由がある場合、この限りでない。

- ① 会長候補者
- ② 理事候補者(①を除く)、監事候補者

第12条(理事会への答申)

1. 委員会は、役員の改選を行う評議員会に付議する議案を決定する理事会の開催前に役員候補者を選考し、理事会に答申する。
2. 委員会は、会長の任期満了に伴う次期会長候補者選考の場合、会長の任期満了日の属する月の3ヶ月前までに会長候補者1名を選考し、その直後に開催される理事会に答申する。
3. 委員会は、会長の辞任に伴う次期会長候補者選考の場合、理事会において別に定める期日までに会長候補者1名を選考し、その直後に開催される理事会に答申する。
4. 委員会は、選考の理由をできる限り明らかにしなければならない。
5. 委員会は、突発的な事情が発覚した場合等においては、理事会の決議を得て、理事会への答申を延伸することができる。

第13条(会長候補者の決定等)

1. 理事会は委員会からの答申を受け、会長候補者を決定する。

2. 理事会は、前項の答申に基づき、理事会が会長候補者を決定したとき、当該会長候補者は、委員会の委員となる。

第14条(会長候補者の選考基準)

1. 委員会は、次の各号の基準に基づき、会長候補者を選考しなければならない。
 - ① 就任時において、その年齢が70歳未満であること。
 - ② 本協会の設立趣旨、理念及び活動方針につき深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
 - ③ 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツもしくはバスケットボールの分野において、専門的な知識もしくは経験を有していること、又は学識経験者であること。
 - ④ 健康であり、業務に支障がないこと。
 - ⑤ 遵法精神に富んでいること。
 - ⑥ 定時理事会に、出席できる見通しがあること。
2. 会長候補者の選考にあたっては、前項の基準に加え、次の各号の条件を考慮しなければならない。
 - ① 役員としての再任は、原則として通算5期まで(期の途中に就任した場合はその期を含めない)であること。
 - ② 前号にかかわらず、次のいずれかに該当する場合に限り、通算7期まで再任可能であること。
 - ア 国際バスケットボール連盟の役職者である場合
 - イ 当該候補者の実績等に鑑み、特に重要な国際競技会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該候補者が新たに又は継続して会長を務めることが不可欠である特別な事情があると評価される場合

第15条(役員候補者の選考基準)

1. 委員会は、次の各号の基準に基づき、会長候補者を除く、役員候補者を選考しなければならない。
 - ① 副会長は、就任時においてその年齢が70歳未満であること。
 - ② 副会長を除く役員は、就任時においてその年齢が65歳未満であること。
 - ③ 本協会の設立趣旨、理念及び活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
 - ④ 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツもしくはバスケットボールの分野において、専門的な知識もしくは経験を有していること、又は学識経験者であること。
 - ⑤ 健康であり、業務に支障がないこと。
 - ⑥ 遵法精神に富んでいること。
 - ⑦ 一年度内の定時理事会に3分の2以上出席できる見通しがあること。
2. 役員候補者の選考にあたっては、前項の基準に加え、次の各号の条件を考慮しなければならない。
 - ① 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
 - ② 監事は、本協会の職員又は本協会の委員会その他の機関の構成員を兼ねることができない。
 - ③ 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - ④ 他の(公益法人を除く)同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超える者であってはならない。監事についても同様とする。
 - ⑤ 役員としての再任は、原則として通算5期まで(期の途中に就任した場合はその期を含めない)であること。

第3章 役員の報酬等について

第16条(基本方針)

役員に対する報酬等の額は、本法人の公益性及び非営利性を踏まえ、社会通念上妥当と認められる水準とし、役員の職責、職務遂行の貢献度及び評価、法人の事業規模、財政状況、社会経済情勢、及び他の類似公益法人における報酬水準を総合的に勘案し、公正かつ客観的に決定されるものとする。

第17条(定義)

「報酬等」「報酬等の支給」及び「報酬等の額」は、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」に定められているものと同一とする。

第18条(報酬等の決定)

1. 委員会は本条に関し、これを決定する部会を設置する。
2. 前項に基づき設置した部会は、報酬等の額を決定しその理由を明らかにしたうえで事務総長に報告する。

第4章 雑則

第19条(改廃)

本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第20条(所管)

本規程の所管は、総務グループとする。

第21条(施行)

本規程は、2025年11月12日から施行する。

2026年7月22日改定